

豊中市土曜日共同保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土曜日（年末年始、祝祭日を除く）の共同保育（以下「共同保育」という。）の実施について、「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号）及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）（以下、「留意事項通知」という。）に基づき、豊中市内に所在する保育所等において土曜日に近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することにより、保育士等の勤務環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同保育依頼施設 共同保育を実施する施設に対して、共同保育を依頼する施設
- (2) 共同保育実施施設 共同保育依頼施設からの依頼を受けて、共同保育を実施する施設

(対象施設)

第3条 保育所、認定こども園（2・3号部分）、地域型保育事業（以下「保育所等」という。）とする。

(給付費)

第4条 留意事項通知に基づき、共同保育を実施することで、保育認定子どもに対して保育を提供することができる場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱い、保育所等に支払われる給付費の減額調整をしないこととする。

(実施要件)

第5条 土曜日の共同保育を実施する事業者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 共同保育依頼施設の利用者に対して、共同保育の実施について説明し、書面にて同意

を得ること。

- (2) 共同保育実施施設の利用者に対して、共同保育の実施について書面で説明すること。
- (3) 1 1 時間以上の保育、延長保育等を提供すること。
- (4) 共同保育依頼施設及び共同保育実施施設との間で協定書を締結すること。また、共同保育する場所及び実施方法等について協定書にて明確に定めること。
- (5) 共同保育する利用児童の数に応じ、施設の基準及び職員の配置基準を遵守すること。
- (6) アレルギー児や配慮が必要な児童の対応等、通常保育とは異なる環境での保育となることから利用児童や保育従事者へ与える影響を十分考慮し、適切な保育を提供するため体制を整えること。
- (7) 職員（保育士等の保育者）の配置については、依頼施設及び実施施設の利用児童に配慮し、慣れ親しんだ職員の配置など保育の質を確保した職員配置がかなうよう両施設において協議すること。

（共同保育の開始）

第 6 条 共同保育を実施する事業者は、豊中市と事前に協議を行い、土曜日の共同保育開始届（第 1 号様式）及びその添付書類を共同保育実施 1 ヶ月前に市長に提出するものとする。

（共同保育の変更又は廃止）

第 7 条 共同保育の実施場所、実施方法の変更をしようとする事業者は、変更前 1 ヶ月以内に土曜日の共同保育変更届（第 2 号様式）を市長に提出するものとする。

2 土曜日の共同保育を廃止しようとする事業者は、廃止 1 ヶ月前に土曜日の共同保育廃止届（第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

（報告等）

第 8 条 共同保育を実施する事業者は、豊中市が共同保育の実施内容の確認のため、書類の提出、施設への立入調査を求めた場合は応じるものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。